

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 農林漁業者（個人・法人）

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

<補助の対象となる経費> (単独申請の例)

①経営継続に関する

取組に要する経費

- ①機械装置等費
- ②広報費・展示会等出展費
- ③旅費
- ④開発・取得費
- ⑤雑役務費
- ⑥借料
- ⑦専門家謝金・専門家旅費
- ⑧設備処分費
- ⑨委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

②感染拡大防止

の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦P R費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費

・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例 1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例 2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例 3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例 1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例 2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



「支援機関」が農林漁業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

- 農協・農業協同組合連合会
- 森林組合・森林組合連合会
- 漁協・漁業協同組合連合会
- 農業経営相談所
- 6次産業化サポートセンター

<スケジュール>

- ★ 申請開始 6月29日
- ★ 一次受付締切 7月29日
- ★ 採択通知 8~9月頃 (予定)
- ★ 実績報告期限 R3年1月末

<問い合わせ先>